

設備等保守点検基準表

新門真市民プラザ	
空調設備保守点検	メーカーの仕様に基づき年1回冷房を使用し始める前に保守点検を行うこと。また、室内機フィルター清掃を年4回実施すること。
電気設備保守点検	保安規定に基づく受電設備の精密点検定期点検を月1回行うこと。
消防設備保守点検	①機器点検 消防用設備などの機器の機能について、外観または簡単な操作により判別できる事項の点検を年1回行うこと。
	②総合点検 消防用設備などの全部もしくは一部を作動させ、または使用することにより、総合的な作動状態および表示などが正常であることを年1回点検すること。
	③防火対象物定期点検 防火対象物の火災の予防に関して専門的知識を有する防火対象物点検資格者による点検を年1回行うこと。
	④点検結果報告 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき、点検内容について門真消防署に報告書を提出すること。
エレベーター保守点検	メーカーのフルメンテナンス仕様に基づき月1回行うこと。
自動扉保守点検	メーカーのレギュラーメンテナンス仕様に基づき年4回行うこと。
加圧ポンプ点検	メーカーの仕様に基づき年1回行うこと
機械警備	警備員が勤務しない時間及び施設の利用に関する業務を行う人員が勤務しない時間は、火災及び侵入を防止するため、電子通報システムによる機械警備を行うこと。